

平成28年6月16日提出

平成28年6月市議会定例会議案

白 河 市

議案第97号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専決第4号 平成27年度白河市一般会計補正予算（第5号）

平成28年6月16日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

白河市個人番号の利用に関する条例（平成27年白河市条例第43号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

白河市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

第1条中「基づき、個人番号の利用」を「基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

第3条中「利用」の次に「及び特定個人情報の提供」を加える。

第4条を次のように改める。

（個人番号の利用範囲）

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第4条の次に次の2条を加える。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1 市長	白河市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成17年白河市条例第88号)によるひとり親家庭の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	白河市重度心身障害者医療費の給付に関する条例(平成17年白河市条例第91号)による重度心身障害者の医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	白河市子ども医療費の助成に関する条例(平成22年白河市条例第7号)による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)又は中国残留邦人等支援

		<p>給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
2 市長	<p>予防接種法（昭和23年法律第68号）による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
3 市長	<p>地方税法その他の地方税に関する</p>	<p>介護保険法（平成9年法律第12</p>

	法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	3号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
5 市長	母子保健法(昭和40年法律第141号)による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
6 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
7 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの 生活保護関係情報又は中国残留邦

		人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法による入所の措置に関する情報であって規則で定めるもの
8 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
9 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
10 市長	白河市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		母子保健法による妊娠の届出に関する情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
11 市長	白河市重度心身障害者医療費の給付に関する条例による重度心身障害者の医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
12 市長	白河市子ども医療費の助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法による児童扶養手

		当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		母子保健法による妊娠の届出に関する情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
13 市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		母子保健法による妊娠の届出に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関		

	する事務であって規則で定めるもの		
2 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年6月16日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市税条例等の一部を改正する条例

(白河市税条例の一部改正)

第1条 白河市税条例(平成17年白河市条例第72号)の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「)、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同条第3号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第34条の4第1号中「100分の11.9」を「100分の8.2」に改め、同条第2号中「100分の11.1」を「100分の7.4」に改める。

第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「変更し」を「変更し、」に、「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項にお

いて「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に改める。

第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を次のように改める。

(軽自動車税の課税免除)

第80条の2 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を第80条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」と

いう。)が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、そ

の発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号アを次のように改める。

ア 軽自動車

(ア) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額3,600円

(イ) 三輪のもの 年額3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額6,900円

自家用 年額10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額3,800円

自家用 年額5,000円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額3,600円

第83条(見出しを含む。)及び第85条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81

条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第6条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条第6項を同条第11項とし、同条第5項を同条第10項とし、同条第4項の次に次の5項を加える。

- 5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第3項中「規定する三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のもの」に、「軽自動車」が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車」が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円

第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第4項中「規定する三輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(白河市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 白河市税条例等の一部を改正する条例(平成26年白河市条例第51号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	白河市税条例等の一部を改正する条例(平成26年白河市条例第51号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表 第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表 第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) a

	6, 900円	5, 500円
	10, 800円	7, 200円
附則第16条第1項の表 第2号ア(ウ) bの項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則 第6条の規定により読み 替えて適用される第82 条第2号ア(ウ) b
	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円

第3条 白河市税条例等の一部を改正する条例（平成27年白河市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第3項の表第98条第1項の項中「第1条の規定」を削り、同条第7項中「、新条例」を「、市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第5項、前項及び第9項」を「同項、第5項及び前項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第5項、前項及び第11項」を「同項、第5項及び前項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第5項、前項及び第13項」を「同項、第5項及び前項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中白河市税条例第19条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第43条、第48条及び第50条の改正規定並びに第3条中白河市税条例等の一部を改正する条例附則第5条第7項の改正規定（「、新条例」を「、市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削る部分に限る。）並びに次条第1項及び第4項の規定 平成29年1月1日

(2) 第1条中白河市税条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定（「、第81条の6第1項」を加える部分、同条第2号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）、同条例第34条の4及び第80条の改正規定、同条例第80条の2の改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、同条例第82条、第83条、第85条及び第87条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定及び同条例附則第16条の改正規定並びに第2条の規定並びに第3条中白河市税条例等の一部を改正する条例附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第

81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)並びに次条第3項及び附則第4条の規定 平成29年4月1日

(3) 第1条中白河市税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の白河市税条例(以下「新条例」という。)第43条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第34条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定

する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

平成28年6月16日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第100号

白河市復興産業集積区域における市税の特例に関する条例
の一部を改正する条例

白河市復興産業集積区域における市税の特例に関する条例（平成24年白河市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成28年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年6月16日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市東日本大震災による被災者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例

白河市東日本大震災による被災者に対する市税等の減免に関する条例（平成23年白河市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

（平成28年度における国民健康保険税の減免の特例）

14 第6条第5号又は第6号に規定する世帯で、次に掲げるものに係る国民健康保険税に対する第7条の規定の適用については、同条中「平成23年度及び平成24年度」とあるのは、「及び平成23年度から平成28年度まで」とする。

(1) 帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされた区域をいう。）に住所を有していた世帯

(2) 平成28年3月31日までに指示が解除された避難指示解除準備区域若しくは緊急時避難準備区域（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされた区域をいう。）又は指定が解除された特定避難勧奨地点に住所を有していた世帯（当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る平成27年の国民健康保険法施行令第29条の3第2項に規定する基準所得額の合計額が600万円を超えるものを除く。）

15 第6条第5号又は第6号に規定する世帯で、平成27年度に指示が解除された避難指示解除準備区域（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされた区域をいう。）に住所を有していた世帯のうち、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る平成27年の国民健康保険法施行令第29条の3第2項に規定する基準所得額の合計額が600万円を超えるものに係る国民健康保険税に対する第7条の規定の適用については、同条中「平成23年度及び平成24年度」とあるのは、「平成23年度から平成27年度まで及び平成28年度のうち平成28年4月分から9月分までに相当する月割算定額」とする。

（平成28年度における介護保険料の減免の特例）

16 第8条第4号又は第5号に規定する避難又は退避を行った者で、次に掲げるものに係る介護保険料に対する第9条の規定の適用については、同条中「平成23年度及び平成24年度」とあるのは、「及び平成23年度から平成28年度まで」とする。

(1) 帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされた区域をいう。）に住所を有していた者

(2) 平成28年3月31日までに指示が解除された避難指示解除準備区域若しくは緊急時避難準備区域（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされた区域をいう。）又は指定が解除された特定避難勧奨

奨地点に住所を有していた者（合計所得金額（平成27年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合は、当該金額を含む。）をいう。次項において同じ。）が633万円以上のものを除く。）

- 17 第8条第4号又は第5号に規定する避難又は退避を行った者で、平成27年度に指示が解除された避難指示解除準備区域（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされた区域をいう。）に住所を有していた者のうち、合計所得金額が633万円以上のものに係る介護保険料に対する第9条の規定の適用については、同条中「平成23年度及び平成24年度」とあるのは、「平成23年度から平成27年度まで及び平成28年度のうち平成28年4月分から9月分までに相当する月割算定額」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年6月16日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白河市国民健康保険税条例（平成23年白河市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」を「19万円」に改める。

第23条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の白河市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成28年6月16日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

白河市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成17年白河市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とする。

第13条第1項第1号中「第3条第1項又は」を「第4条第1項又は」に、「第5条」を「第6条」に、「第3条第1項各号」を「第4条第1項各号」に改め、同項第2号中「第7条第2項」を「第8条第2項」に、「第3条第1項各号」を「第4条第1項各号」に改め、同条第2項中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「第9条第1項」を「第10条第1項」に、「第3条第1項各号」を「第4条第1項各号」に改め、同条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第1項各号列記以外の部分中「第3条第1項」を「第4条第1項」に、「第5条」を「第6条」に改め、同項第1号中「第3条第1項」を「第4条第1項」に、「第5条」を「第6条」に改め、同項第2号中「第3条第1項」を「第4条第1項」に、「第5条」を「第6条」に改め、同項第3号中「第3条第1項」を「第4条第1項」に、「第5条」を「第6条」に改め、同項第4号中「第3条第1項」を「第4条第1項」に、「第5条」を「第6条」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「第3条第1項」を「第4条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項各号列記以外の部分中「第3条第1項」を「第4条第1項」に、「第5条」を「第6条」に改め、同項第7号ア中「第3条第1項の」を「第4条第1項の」に、「第5条」を「第6条」に、「第3条第1項第1号」を「第4条第1項第1号」に改め、同条第2項中「第3条第1項」を「第4条第1項」に、「第5条」を「第6条」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「第3条第2項」を「第4条第2項」に改め、同条第2項中「第3条第3項」を「第4条第3項」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「第3条第1項」を「第4条第1項」に改め、同条を第6条とする。

第4条第4号中「第7条第1項第1号」を「第8条第1項第1号」に改め、同条第5号中「第7条第1項第2号」を「第8条第1項第2号」に改め、同条第12号イ（ウ）中「第7条第1項第6号」を「第8条第1項第6号」に改め、同条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（適用区域）

第2条 この条例は、次に掲げる区域を除き、白河市都市計画に定める風致地区の区域に適用する。

(1) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）

第31条第1項の規定により定めた南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画の対象となる区域

(2) 白河市菅生館2番地3の一部

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年6月16日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画 区域内における建築物等の制限に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 建築基準法に基づく建築物の敷地、構造及び用途に関する制限（第4条—第11条）

第3章 景観法に基づく建築物等の形態意匠に関する制限（第12条—第20条）

第4章 雑則（第21条）

第5章 罰則（第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項及び景観法（平成16年法律第110号）第76条第1項の規定に基づき、白河市都市計画に定める白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画（以下「地区計画」という。）の区域内における建築物の敷地、構造、用途及び形態又は色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）並びに工作物の形態意匠に関する制限を定めることにより、南湖公園の歴史性及び風致の維持向上を図り、もって魅力ある公園を形成することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、建築基準法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び景観法において使用する用語の例による。

（適用区域）

第3条 この条例は、地区計画の対象区域のうち、白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区整備計画が定められている区域（以下「区域」という。）に適用する。

第2章 建築基準法に基づく建築物の敷地、構造及び用途に関する制限

（建築物の用途制限）

第4条 区域内においては、次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

(1) 飲食店又は料理店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する接待飲食等営業のうち、同条第1項第2号に規定する料理店を含み、それ以外のものを除く。次号において同じ。）のうち、床面積の合計が500平方メートル以内のもの

(2) 住宅（共同住宅、寄宿舎、下宿その他これらに類するものを除く。第4号において同じ。）を伴う飲食店又は料理店で、飲食店又は料理店の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のものうち、居住の用に供する部分の床面積の合計が飲食店又は料理店の用途に供する部分の床面積の合計の2分の1以内であつ

て、居住の用に供する部分が道路に面しないもの

- (3) ホテル又は旅館（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定するホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業を行うもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に規定するものを除く。）をいう。次号において同じ。）のうち、床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの
- (4) 住宅を伴うホテル又は旅館で、ホテル又は旅館の用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のものうち、居住の用に供する部分の床面積の合計が250平方メートル以内で、かつ、ホテル又は旅館の用途に供する部分の床面積の合計の2分の1以内であって、居住の用に供する部分が道路に面しないもの
- (5) 美術館又は博物館のうち、床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの
- (6) 前各号の建築物に附属する建築物（車庫、物置その他これらに類するものに限る。）で、50平方メートル以内のもの

（建築物の容積率の最高限度）

第5条 建築物の容積率は、10分の10以下でなければならない。

（建築物の建ぺい率の最高限度）

第6条 建築物の建ぺい率は、10分の5以下でなければならない。

（建築物の敷地面積の最低限度）

第7条 建築物の敷地面積は、200平方メートル以上でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないものについて、その全部を一の敷地として建築物を建て替える場合にあつては、当該敷地の面積を敷地面積の最低限度とする。

（壁面の位置の制限）

第8条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、3メートル以上でなければならない。

- 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1.5メートル以上でなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに当たる場合は、この限りでない。

- (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が、3メートル以下であるもの

- (2) 物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの

- 4 第1項及び第2項の規定は、地盤面下に設ける建築物又は建築物の部分については、適用しない。

（建築物の高さの制限）

第9条 建築物の高さは、9メートル以下でなければならない。

（垣又は柵の構造の制限）

第10条 道路及び隣地との境界部分に垣又は柵を設置する場合には、生け垣又は自然の材料を用いたものでなければならない。

（建築物の特例）

第11条 市長が、用途上又は構造上やむを得ない特別な理由があると認め、かつ、白河市都市計画審議会条例（平成17年白河市条例第200号）に規定する白河市都市計画審議会の同意を得た建築物については、この章の規定は適用しない。

第3章 景観法に基づく建築物等の形態意匠に関する制限

（建築物等の形態意匠の制限）

第12条 建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の形態意匠は、次に掲げる制限に適合するものでなければならない。

- (1) 和風のデザインを尊重し、南湖公園と調和した歴史的なモチーフの活用等により、南湖公園の歴史的風致を損なわない統一感のある意匠となるよう配慮すること。
- (2) 地上2階建てまでとすること。
- (3) 屋根は、2方向以上の勾配屋根とし、屋根勾配は10分の3以上とすること。
- (4) 屋根は、原則として道路から見て平入りの形状とすること。
- (5) 屋根材の色彩は、光沢のない濃い黒又は茶系の色とし、反射性のある素材を使用しないこと。ただし、自然素材又は伝統色を用いる場合はこの限りでない。
- (6) 道路に面する壁面には、原則として1階軒高部分に周辺の建物と調和する下屋又は庇を設置すること。
- (7) 下屋又は庇の勾配は、屋根の勾配と等しいか又は屋根の勾配と比較して10分の1程度緩いものとし、下屋にあつては原則60センチメートル以上、庇にあつては原則30センチメートル以上の出幅とすること。
- (8) 壁面の素材は、原則として自然素材を使用することとし、やむを得ずその他の材料を用いる場合は、金属等光沢のある素材又は反射性のある素材を使用しないこと。
- (9) 壁面の色彩は、マンセル表色系（日本工業規格Z8721）におけるY（黄）若しくはYR（黄赤）の色相で彩度は3以下のもの又はN系（白、黒又は灰）とすること。ただし、自然素材又は伝統色を用いる場合はこの限りでない。
- (10) 開口部には、原則として引き違いの木製格子戸又はガラス戸の外側に木製格子を備えたものを設けることとし、やむを得ずその他の材料を用いる場合は色彩に配慮すること。
- (11) 道路に面する開口部にシャッターを設ける場合は、原則として木製格子その他これに類するものとし、閉鎖的なものとしなないこと。
- (12) 道路に面する部分にベランダ、バルコニー等を設置しないこと。
- (13) 道路に面する部分に車庫その他これに類するものを設置しないこと。
- (14) 配管、室外機、物干しその他これらに類するものを設ける場合は、景観に配慮した位置とし、又は目隠し等の措置を講ずること。
- (15) ソーラーパネルを設置しないこと。
- (16) 屋根上に室外機等の設備機器は原則として設置しないこととし、やむを得ず設置する場合は遮へい等の措置を講ずること。

（計画の認定）

第13条 区域内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、前条の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、認定の申請書を提出して市長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた建築物

等の計画を変更する場合も、同様とする。

(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）

(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）

2 市長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から30日以内に、申請に係る建築物等の計画が前条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて当該規定に適合するものと認めるときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。

3 市長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る建築物等の計画が前条の規定に適合しないものと認めるとき、又は当該申請書の記載によっては当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。

4 第2項の認定証の交付を受けた後でなければ、第1項各号の建築物の建築等及び工作物の建設等の工事（根切り工事その他の規則で定める工事を除く。）は、することができない。

（違反建築物等に対する措置）

第14条 市長は、第12条の規定に違反した建築物等があるときは、建築物の建築等又は工作物の建設等をする者（以下「工事主」という。）、当該建築物の建築等又は工作物の建設等の工事の請負人（請負工事の下請人を含む。以下この章において同じ。）若しくは現場管理者又は当該建築物等の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該建築物等に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該建築物等の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による処分をした場合においては、標識の設置その他規則で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

3 前項の標識は、第1項の規定による処分に係る建築物等又はその敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による処分に係る建築物等又はその敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

4 第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、市長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

5 前項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

（違反建築物等の設計者等に対する措置）

第15条 市長は、前条第1項の規定による処分をした場合においては、当該処分が建築

物の建築等に係る場合にあつては当該処分に係る建築物の設計者（その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。以下同じ。）、工事監理者（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第8項に規定する工事監理をする者をいう。以下同じ。）若しくは工事の請負人又は当該建築物について宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第2号に規定する宅地建物取引業をいう。以下同じ。）に係る取引をした宅地建物取引業者（同条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項を、建築士法、建設業法（昭和24年法律第100号）又は宅地建物取引業法の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に、当該処分が工作物の建設等に係る場合にあつては当該処分に係る工作物の工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項を、建設業法の定めるところにより当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に、それぞれ通知しなければならない。

（国又は地方公共団体の建築物等に対する認定等に関する手続の特例）

第16条 国又は地方公共団体の建築物等については、第13条から前条までの規定は適用せず、次項から第5項までに定めるところによる。

- 2 区域内において、建築物の建築等又は工作物の建設等をしようとする者が国の機関又は地方公共団体（以下「国の機関等」という。）である場合においては、当該国の機関等は、当該工事に着手する前に、規則で定めるところにより、その計画を市長に通知しなければならない。次項の認定を受けた建築物等の計画を変更する場合も、同様とする。
- 3 市長は、前項の通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日から30日以内に、当該通知に係る建築物等の計画が第12条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、当該規定に適合するものと認めるときは、当該通知をした国の機関等に対して認定証を交付し、当該規定に適合しないものと認めるとき、又は当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を当該通知をした国の機関等に対して交付しなければならない。
- 4 第2項の通知に係る建築物の建築等又は工作物の建設等の工事（根切り工事その他の規則で定める工事を除く。）は、前項の認定証の交付を受けた後でなければ、することができない。
- 5 市長は、国又は地方公共団体の建築物等が第12条の規定に違反すると認める場合においては、直ちに、その旨を当該建築物等を管理する国の機関等に通知し、第14条第1項に規定する必要な措置をとるべきことを要請しなければならない。

（工事現場における認定の表示等）

第17条 区域内の建築物の建築等又は工作物の建設等の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、工事主、設計者、工事施工者（建築物等に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下この章において同じ。）及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る計画について第13条第2項又は前条第3項の規定による認定があった旨の表示をしなければならない。

- 2 区域内の建築物の建築等又は工作物の建設等の工事の施工者は、当該工事に係る第13条第2項又は前条第3項の規定による認定を受けた計画の写しを当該工事現場に備え

て置かなければならない。

(適用の除外)

第18条 第12条から前条までの規定は、景観法施行令(平成16年政令第398号)第11条各号及び次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定で建築物等又はこれらの部分の形態意匠に係るものに基づく当該建築物等又はこれらの部分の形態意匠については、適用しない。

(1) 道路法(昭和27年法律第180号)第45条第2項及び第3項

(2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条第4項及び第5項、第6条第5項並びに第114条の7

2 第12条から前条までの規定は、次に掲げる建築物等又はその部分については、適用しない。

(1) 景観法第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された建築物等

(2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物等

(3) 福島県文化財保護条例(昭和45年福島県条例第43号)第4条第1項の規定により福島県指定重要文化財として指定された建造物等

(4) 白河市文化財保護条例(平成17年白河市条例第176号)第4条第1項の規定により白河市指定重要文化財として指定された建造物等

(5) 前3号に掲げる建築物等であったものの原形を再現する建築物等で、市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたものその他規則で定めるもの

(6) 市長が、南湖公園の歴史性及び風致の維持向上に支障がないと認め、かつ、白河市景観条例(平成22年白河市条例第39号)第31条第1項に規定する白河市景観審議会(以下「景観審議会」という。)の同意を得たもの

3 第12条の規定の施行若しくは適用の日において、現に存する建築物等又は現に建築等の工事中の建築物若しくは建設等の工事中の工作物が、同条の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物等又はその部分に対しては、同条から前条までの規定は、適用しない。

4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物等又はその部分に対しては、適用しない。

(1) 改正条例による改正前の第12条の規定に違反している建築物等又はその部分

(2) 第12条の規定の施行若しくは適用の日の後に、増築、改築又は移転の工事に着手した建築物等

(3) 第12条の規定の施行若しくは適用の日の後に、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の工事に着手した建築物等の当該工事に係る部分
(報告及び立入検査)

第19条 市長は、この章の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、建築物等の所有者、管理者若しくは占有者、工事主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し、建築物の建築等又は工作物の建設等に関する工事の計画若しくは施工の状況に関し報告させ、又はその職員に、建築物等の敷地若しくは工事現場に立ち入

り、建築物等、建築材料その他建築物等に関する工事に関係がある物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(景観審議会の意見聴取)

第20条 市長は、この章の規定の適用に当たり、景観形成上、特に必要と認める場合は、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くことができる。

第4章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第5章 罰則

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条又は第7条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことにより、第7条の規定に違反した場合における当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者

(3) 第5条、第6条、第8条又は第9条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)

(4) 建築基準法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

(5) 第13条第1項の規定に違反して、申請書を提出せず、又は虚偽の申請書を提出した者

(6) 第13条第4項の規定に違反して、建築物の建築等又は工作物の建設等の工事をした者

(7) 第14条第1項の規定による市長の命令に違反した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年6月16日提出

白河市長 鈴木和夫

字の区域の画定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり画定する。

なお、当該字の区域の画定の効力は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定に基づき、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

新たな字名	左に包含される区域	
東下野出島字 新坂本	東下野出島字 坂口	84から89まで、95の1、96から100まで、103から107まで、119から125まで、127の1、128から145まで、179、180及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	東下野出島字 牛田	1から5まで、16から30まで、31の1、31の2、32の1、32の2、33の1、33の2、34の1、34の2、35の1、35の2、36の1、36の2、37の1、37の2、38の1、38の2、39から116まで、117の1、117の2、118の1、118の2、119、120の1、120の2、121から123まで、124の1、124の2、125の1、125の2、126の1、126の2、127の1、127の2、128の1、128の2、129から145まで、146の3、146の5、147の3、167から169まで、170の1、170の2、171の1、171の2、172から180まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに186の1に隣接する水路である公有地の全部
	東下野出島字 坂本	13の1、13の3、14の2、14の5、15の3、16、17の2、18の3、20の3、21から24まで、25の1、25の3、26の1、26の4、27の1、27の2、28から30まで、31の1、34の1、35、36の2、37、38の1、38の2、103の1、103の4、109の1、109の3、110の1、110の2、111、112、113の1、114、115、116の1、116の2、117の1、117の2、118の1、

	118の3、119の1、119の2、120、121の1、122の1、123、124、125の1、125の4、128の1、128の4、129、130の1、131の3、132の3、133から136まで、137の1、137の4、138の1、138の4、138の5、139から143まで、144の1、144の2、145から157まで、164の1、165から255まで、258、341及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに109の2、113の2に隣接する道路である公有地の全部
東下野出島字石舟	8の1、8の2、9、10の1から10の4まで、11の1、11の2、12の1から12の4まで、13の1、13の2、14の1、14の2、15の1、15の2、16、16の2、17の1、17の2、18の1、18の2、19の1から19の3まで、20の1から20の4まで、21の1、21の2、22の1から22の4まで、23、24の1から24の3まで、25の2、26、27、125の2、128の3及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに114、124、125の1に隣接する道路である公有地の全部
東下野出島字大久保	87の2、96の3、96の4、101の5から101の7まで、102及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
東下野出島字中子山	13から17まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
東下野出島字蔵ヶ作	1、2、2の2、3から6まで、6の2から6の4まで、7から9まで、9の2、10、10の2、11、12の1、12の2、13から22まで、22の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部
東下野出島字髪内	87の3、94、95、132、133の1、134の1、134の2、137の1、138、142の3、146の1、146の2、151の1、151の2、152の1、152の3、154、155の1、169の1、169の3に隣接する道路である公有地の全部
東上野出島字大竹	92、93及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに82の1、83の1、

		84の1、85の1、86の1、87の1、88の1、89の1、90の1、90の3に隣接する水路である公有地の全部、80の1、81の1の地先の水路である公有地の全部
東下野出島字 新石舟	東下野出島字 石舟	29、43の2、47から51まで、53、55から60まで、79の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに102に隣接する道路、水路である公有地の全部

平成28年6月16日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第106号

(仮称) 白河市市民文化会館建設事業建築工事請負契約の
一部変更について

平成26年1月31日市議会の議決を受けた議案第1号(仮称)白河市市民文化会館建設事業建築工事請負契約についての一部を次のように変更する。

契約金額中「5,173,200,000円」を「5,972,382,720円」に変更する。

平成28年6月16日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第107号

(仮称) 白河市市民文化会館建設事業電気設備工事請負契約の一部変更について

平成26年1月31日市議会の議決を受けた議案第2号(仮称)白河市市民文化会館建設事業電気設備工事請負契約についての一部を次のように変更する。

契約金額中「1,593,540,000円」を「1,710,779,400円」に変更する。

平成28年6月16日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第108号

(仮称) 白河市市民文化会館建設事業暖冷房衛生設備工事
請負契約の一部変更について

平成26年1月31日市議会の議決を受けた議案第3号(仮称)白河市市民文化会館建設事業暖冷房衛生設備工事請負契約についての一部を次のように変更する。

契約金額中「1,120,266,720円」を「1,216,389,960円」に変更する。

平成28年6月16日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第109号

小峰城跡（本丸西面）第2期ほか石垣復旧工事請負契約について

市は、次のとおり小峰城跡（本丸西面）第2期ほか石垣復旧工事請負契約を締結する。

- 1 工事の名称 小峰城跡（本丸西面）第2期ほか石垣復旧工事
- 2 工 期 議会の議決を得た日の翌日から平成29年3月28日まで
- 3 契約金額 683,640,000円
- 4 契約の方法 随意契約
- 5 契約の相手方 宮城県仙台市青葉区二日町1番27号
鹿島・鈴木特定建設工事共同企業体
代表者 鹿島建設株式会社東北支店
執行役員支店長 勝 治 博

平成28年6月16日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第110号

動産の取得について

市は、次のとおり動産を取得する。

- 1 目的
白河文化交流館の舞台大道具備品の用に供するため
- 2 取得する動産
組足その他別紙記載の動産
- 3 契約の方法
指名競争入札
- 4 契約金額
64,800,000円
- 5 契約の相手方
宮城県仙台市青葉区中央二丁目10番12号
三精テクノロジーズ株式会社仙台営業所
所長 原 田 和 人

平成28年6月16日提出

白河市長 鈴木 和 夫

別紙（議案第110号関係）

番号	動産の種類	数量
1	組足	32
2	着替ブース用置台	10
3	所作台	35
4	開帳場	3
5	化粧框	7
6	所作台運搬車	4
7	所作台カバー	4
8	鳥屋囲い	1
9	金屏風	2
10	鳥の子屏風	1
11	屏風保管箱	4
12	演台（花台・脇台付）	2
13	司会者台	2
14	もぎり台	4
15	国旗・市旗	2
16	吊看板	6
17	プログラムスタンド	2
18	ステージ掛階段	4
19	平台	94
20	開き足（高足）	29
21	箱足	113
22	木台	128
23	平台運搬車	12
24	蹴込パネル	112
25	箱階段	10
26	人形立（砂袋付）	40
27	ローア-ホリゾント隠し	11
28	姿見	4
29	鉄ゴマ	20
30	大道具運搬車	2
31	高所作業車	1
32	ナスカン付ワイヤー	10
33	蛇口ロープ	10
34	カスガイ	100
35	ツカミ金具	250
36	スチーマー	1
37	仮設花道	1

38	仮設花道用腰板	1
39	可搬式スクリーン	1
40	袖パネル	8
41	工具セット	2
42	松羽目	1
43	緋毛氈	14
44	長布団	12
45	高座用座布団	2
46	上敷	18
47	地絨	6
48	紗幕	2
49	ジョーゼット幕	1
50	バレエ用シート (防災)	24
51	バレエ用シート運搬車	2
52	スカラ台車	8

議案第111号

動産の取得について

市は、次のとおり動産を取得する。

- 1 目的
白河文化交流館の舞台照明備品の用に供するため
- 2 取得する動産
スポットライト類その他別紙記載の動産
- 3 契約の方法
随意契約
- 4 契約金額
56,700,000円
- 5 契約の相手方
宮城県仙台市青葉区五橋一丁目6番2号
株式会社松村電機製作所東北支店
支店長 元 臼 弘 和

平成28年6月16日提出

白河市長 鈴木和夫

別紙（議案第111号関係）

番号	動産の種類	数量
1	スポットライト類	197
2	電球	389
3	効果器類	322
4	スタンド類	132
5	アクセサリ類	1,830
6	コード類	560
7	移動型調光器	5

議案第112号

動産の取得について

市は、次のとおり動産を取得する。

- 1 目的
白河文化交流館の一般備品の用に供するため
- 2 取得する動産
デスクその他別紙記載の動産
- 3 契約の方法
指名競争入札
- 4 契約金額
24,516,000円
- 5 契約の相手方
白河市新白河二丁目98番地
株式会社コウシン
代表取締役 高木 信 嘉

平成28年6月16日提出

白河市長 鈴木 和 夫

別紙（議案第112号関係）

番号	動産の種類	数量
1	デスク	1
2	イス	177
3	テーブル	67
4	チェア	14
5	システム収納ダブルベース	6
6	システム収納オープン棚	10
7	ロッカー（コイン式）	33
8	ワークテナー	3
9	ゴムバンド（ワークテナー用）	1
10	サインスタンド	10
11	パネルスタンド	4
12	トレー型パンフレットスタンド	12
13	傘立類	9
14	コートハンガー類	47
15	電話台（消毒液用）	2
16	ワゴン	6
17	ダストボックス類	96
18	台車	10
19	高齢者施設用座卓	1
20	レスキューキャビネット類	24
21	裁断機	1
22	三角コーン	30
23	コーンバー	30
24	ベルトリールパーティション	20
25	アルベロ（楽屋ソファ）	3
26	ロースツール（化粧前用）	61
27	ハンドスピーカー（拡声器）	3
28	簡易折りたたみ式ベッド（救護用）	1
29	レタースケール	1
30	プロジェクター	2
31	キッズ用マット	3
32	マット用面ファスナーシート	3
33	表彰盆	2
34	エンジェルチェア（授乳用）	1
35	バレエスタンド類	10
36	レジスター	1
37	懐中電灯	31

38	電気ポット	7
39	小型冷蔵ショーケース	1
40	車いす	2
41	スタッキングチェア	10
42	スタッキングチェア収納台車	1
43	たんか	1
44	脚立	4
45	掃除用具ロッカー	2
46	掃除用具類	19
47	収納袋	2
48	掃除機（業務用）	3

動産の取得について

市は、次のとおり動産を取得する。

- 1 目的
白河文化交流館の楽器備品の用に供するため
- 2 取得する動産
フルコンサートグランドピアノその他別紙記載の動産
- 3 契約の方法
指名競争入札
- 4 契約金額
17,915,040円
- 5 契約の相手方
郡山市並木三丁目5番地の1
株式会社ヤマハミュージックリテイリング郡山店
店長代行 山 日 真 理 子

平成28年6月16日提出

白河市長 鈴木和夫

別紙（議案第113号関係）

番号	動産の種類	数量
1	フルコンサートグランドピアノ	1
2	ピアノ椅子	2
3	グランドピアノ運搬車	1
4	コンサートグランドピアノ用防護フルカバー	1
5	コンサートグランドピアノ用インシュレーター	1
6	アップライトピアノ	1
7	アップライトピアノトップカバー	1
8	アップライトピアノ用インシュレーター	1
9	ピアノ補助ペダル/補助台	2

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第3号 損害賠償について

平成28年6月16日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第5号

法人の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、市が出資している法人の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

平成28年6月16日提出

白河市長 鈴木和夫

- 1 白河地方土地開発公社
- 2 公益財団法人白河観光物産協会
- 3 株式会社ひがし振興公社
- 4 一般社団法人産業サポート白河

報告第6号

平成27年度白河市継続費繰越しの報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、平成27年度白河市一般会計予算の継続費のうちから、次のとおり平成28年度へ繰越し越したので、報告する。

平成27年度白河市継続費繰越し計算書

一般会計

款	項	事業名	継続費の 総額	平成27年度継続費予算現額			支出済額 及 支出見込額	残額	翌年度通次 繰越額	繰越金	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度通次 繰越額	計					国 支 出 金	地方債	その他
40 商 工 費	10 商工 費	中心市街地 市民交流セ ンター改修 事業	1,376,000,000	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				688,000,000	688,000,000	688,000,000	29,200,000	29,200,000	1,400,000		27,800,000		
45 土 木 費	40 都市 計画費	旧臨本陣柳 屋旅館建造 物件整備事 業	117,500,000	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				58,300,000		58,300,000	5,650,000	5,650,000	350,000		5,300,000		
55 教 育 費	20 小学 校費	釜子小学校 建設事業校 舎等建設工 事	555,518,000	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				277,759,000		277,759,000	18,667,000	18,667,000	18,667,000				
	50 社会 教育費	市民文化会 館建設事業	9,013,000,000	2,690,000,000	1,725,950,000	4,415,950,000	1,577,390,000	2,838,560,000	2,838,560,000	233,260,000	996,800,000	1,608,500,000	

平成28年6月16日提出

白河市長 鈴木和夫

平成27年度白河市繰越明許費繰越しの報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第1項の規定により、平成27年度白河市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を次のとおり平成28年度へ繰り越したもので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年度白河市繰越明許費繰越し計算書

1 一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	地方債	
			円	円	円	円	円	円
		白河産米を核としたローカルサブライチエーン推進事業	39,500,000	39,500,000	国 38,500,000			1,000,000
		サイクルツーリズム推進事業	16,430,000	16,430,000	国 15,430,000			1,000,000
		白河駅前自転車等駐輪場整備事業	33,000,000	33,000,000				33,000,000
15 総務費	10 総務管理費	庁舎一般管理費	32,418,000	32,418,000	県 32,418,000			
		集会所整備事業	33,248,000	30,800,000			27,300,000	3,500,000

20 民生費	情報管理費	55,406,000	55,406,000	55,406,000		国	10,000,000	45,400,000	6,000
	10 社会福祉費		233,395,000	233,395,000		国	233,395,000		
	20 児童福祉費		4,289,000	4,289,000		国	686,000		3,603,000
			184,191,000	170,753,000		県	170,753,000		
25 衛生費	10 保健衛生費		376,062,000	376,062,000		県	376,062,000		
			169,620,000	86,100,000		県	86,100,000		
35 農林水産業費	10 農業費		37,000,000	37,000,000		県	18,500,000		18,500,000
	20 林業費		25,400,000	25,400,000		県	25,400,000		
40 商工費	10 商工費		204,663,000	201,643,000		国	8,168,000	182,700,000	10,775,000
	20 道路橋りょう費		134,684,000	106,477,000		国	58,559,000	44,800,000	3,118,000
45 土木費	40 都市計画費		83,950,000	73,350,000		国	23,900,000		49,450,000
			10,211,000	9,293,000		国	5,090,000	3,900,000	303,000
			2,651,000	2,651,000				2,500,000	151,000

50 住宅費	公営住宅ストック総合改善事業	94,500,000	47,852,000		16,256,000	16,100,000	15,496,000
20 小学校費	釜子小学校建設事業	167,395,000	167,395,000		16,063,000	151,300,000	32,000
30 中学校費	白河中央中学校建設事業	41,556,000	41,556,000			39,400,000	2,156,000
40 幼稚園費	幼稚園一般管理費	4,116,000	4,116,000		599,000		3,517,000
50 社会教育費	文化財保護費	133,245,000	133,245,000		106,596,000		26,649,000
	市民文化会館建設事業	294,807,000	273,087,000		42,588,000	194,000,000	36,499,000
60 災害復旧費	30 文教施設災害復旧費	792,832,000	792,832,000		554,982,000		237,850,000
55 教育費							

平成28年6月16日提出

白河市長 鈴木和夫

